

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年5月24日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日
令和6年3月27日（宇治市監査委員公表第7号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉子ども部 地域福祉課

監査期間 令和6年1月4日～令和6年2月20日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 要綱の定めと実際の運用との間に齟齬が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
	要綱の定め通り、年2回の支出に事務改善を行った。

監査対象 福祉子ども部 障害福祉課

監査期間 令和6年1月4日～令和6年2月20日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
	事務担当者の引継ぎの中で、手続きを見落としていたもので、改めて、係全体で支出負担行為等、会計処理の手続きについて確認を行った。 今後も、人事異動に伴い、事務担当者の引継ぎが生じるため、年度当初には、係全体で、事務執行の手順等について、確認を行い、ミスの発生防止に努める。